

### 所有者等の探索の開始等の公告

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、同条第2項の規定により、公告する。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができるので、同法第4条後段の規定により、公告する。

令和3年1月8日 横浜地方法務局横須賀支局 登記官 芳村信夫

記

意見又は資料の提出先

〒238-8536

横須賀市新港町1番地8（横須賀地方合同庁舎）

横浜地方法務局 横須賀支局

電話：046-825-6511

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
0202-2020-0001	横須賀市田浦町二丁目43-1	墓地	509
0202-2020-0002	横須賀市船越町一丁目62-1	墓地	161